議案第５５号

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部改正について

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例の一部を改正する条例

上越市三和ネイチャーリングホテル米本陣条例（平成１６年上越市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１５条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">宿　泊
室</td><td rowspan="2">宿泊
利用</td><td>中学生
以上</td><td rowspan="2">１人
１泊</td><td>５，７６０円</td><td rowspan="3">・未就学児は、無料とする。
・飲食料金を除く。
・特別宿泊室を利用する場合は、左に定める額に１室１泊当たり１０，４８０円を加算した額を上限額とする。
・休日の前日若しくは土曜日の宿泊の場合又は１室２人以下の宿泊の場合は、左に定める額に２，１００円（いずれの場合にも該当するときは、４，２００円）を加算した額を上限額とする。</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>３，４６０円</td></tr>
<tr><td colspan="2">日帰り利用</td><td>１室</td><td>１時間につき
１，５８０円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ログハウス</td><td>１棟
１泊</td><td>６人以下
２６，２００円</td><td>・未就学児は、無料とする。
・休日の前日又は土曜日に利用する場合は、左に定める額に５，２４０円を加算した額を上限額とする。
・１棟を７人以上で利用する場合は、左に定める額に１人につき２，１００円を加算した額を上限額とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">会議室</td><td>１室</td><td>１時間につき
５，２４０円</td><td></td></tr>
<tr><td>浴室</td><td colspan="2">中学生以上</td><td>１人</td><td>７００円</td><td>・宿泊利用者及び３歳未満の乳幼児</td></tr>
</table>

	小学生以下		３５０円	は、無料とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。